

第4次  
いしかわ食育推進計画  
(案)

令和4年3月

石川県



# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画の策定過程における県民意見等の反映	3

## 第2章 食をめぐる現状とこれまでの取り組みに対する評価

1 食をめぐる現状	4
2 これまでの取り組みに対する評価	17

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す姿	21
2 重点課題	23

## 第4章 計画の具体的な内容

1 計画の施策体系	25
2 施策の方向性	26
目的1 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む	26
(1) 家庭における食育の推進	26
(2) 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進	27
目的2 地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る	28
(3) 石川の伝統的な食文化の継承	28
(4) 消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進	29
目的3 県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける	30
(5) 個人が取り組む食育の推進	30
(6) 食育を支える地域環境づくり	31
3 計画の数値目標	34

## 第5章 計画の推進体制

1 推進体制	36
2 各主体の役割	36



# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

本県では、県民一人ひとりが生涯にわたって食を考える習慣を身につけ、食を大切にす  
る心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことができることを目指して、平成  
19年に「いしかわ食育推進計画」を策定し、以後5年ごとに見直しを行いながら、食育  
の推進に取り組んできました。

しかしながら、依然として若い世代の食に対する関心の低さや食習慣の乱れ等に伴う健  
康への影響をはじめとする食にかかわる多くの課題があることから、引き続き、食育に関  
する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次いしかわ食育推進計画」を策定しま  
した。

(参考) ～国の動き～

H17.7 「食育基本法」施行

H18.3 「食育推進基本計画」策定 (H18～22)

H23.3 「第2次食育推進基本計画」策定 (H23～27)

H28.3 「第3次食育推進基本計画」策定 (H28～R2)

R3.3 「第4次食育推進基本計画」策定 (R3～R7)

～県の動き～

H19.3 「いしかわ食育推進計画」策定 (H19～23)

H24.5 「第2次いしかわ食育推進計画」策定 (H24～28)

H29.3 「第3次いしかわ食育推進計画」策定 (H29～R3)

R4.3 「第4次いしかわ食育推進計画」策定 (R4～R8)

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、食育基本法第16条第1項に定められた第4次食育推進基本計画（令和3年3月策定）を基本としつつ、同法第17条第1項に定められた都道府県食育推進計画として、石川県が作成するものです。
- 本計画は、子どもの心身の健康を図るために、いしかわ子ども総合条例第76条第1項に定められた石川県食育推進計画として作成するものです。
- 本計画は、いしかわ子ども総合条例に基づく「いしかわエンゼルプラン」や健康増進法に基づく「いしかわ健康フロンティア戦略」等と整合的に策定します。
- 本計画は、県民がそれぞれの家庭、職場、地域等において自発的に食育に取り組むとともに、その実践を促すため、県内の行政・教育・健康・福祉・農林漁業・食品関連事業に係る関係者・団体・事業者等が取り組むべき内容を定めたものです。

◇食育基本法（抜粋）

（都道府県食育推進計画）

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

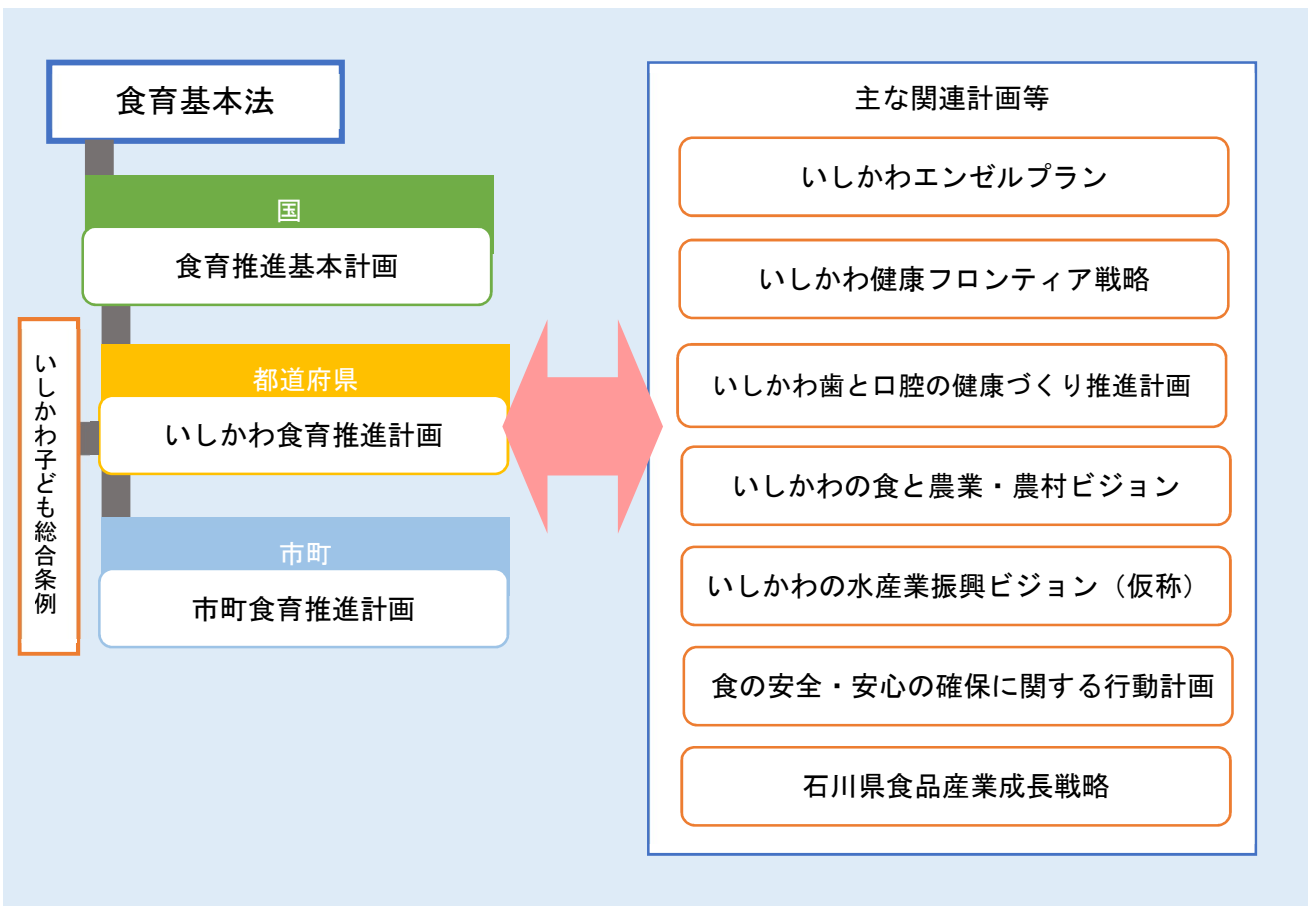
◇いしかわ子ども総合条例（抜粋）

（食育の推進）

第17条 県は、子どもが健全な食生活に必要な知識及び判断力を身に付けるとともに、食に関する感謝の念や理解を深め、豊かな人間性をはぐくむよう、家庭、学校及び地域において、本県の豊かな自然や伝統文化を生かした食育の推進に努めるものとする。

（石川県食育推進計画）

第76条 県は、食育基本法（平成17年法律第63号）第17条第1項に規定する食育の推進に関する施策についての計画（以下この条において「石川県食育推進計画」という。）を策定するものとする。



### 3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

### 4 計画の策定過程における県民意見等の反映

令和3年1月	「食育に関する県民意識調査」の実施
令和3年6月30日	第1回いしかわ食育推進委員会
令和3年9月30日	第2回いしかわ食育推進委員会
令和4年1月18日	石川県子ども政策審議会
令和4年1月28日	第3回いしかわ食育推進委員会
令和4年2月	パブリックコメントの実施

## 第2章 食をめぐる現状と課題とこれまでの取り組みに対する評価

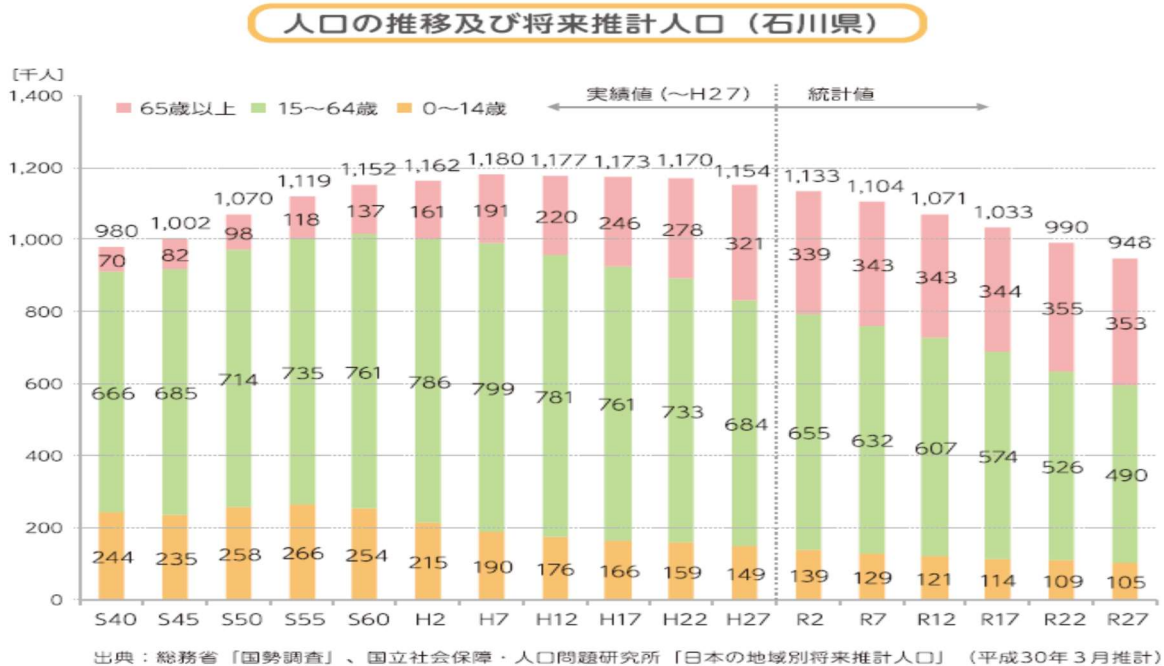
### 1 食をめぐる現状

#### (1) 世帯構造の変化

##### ア 人口の推移

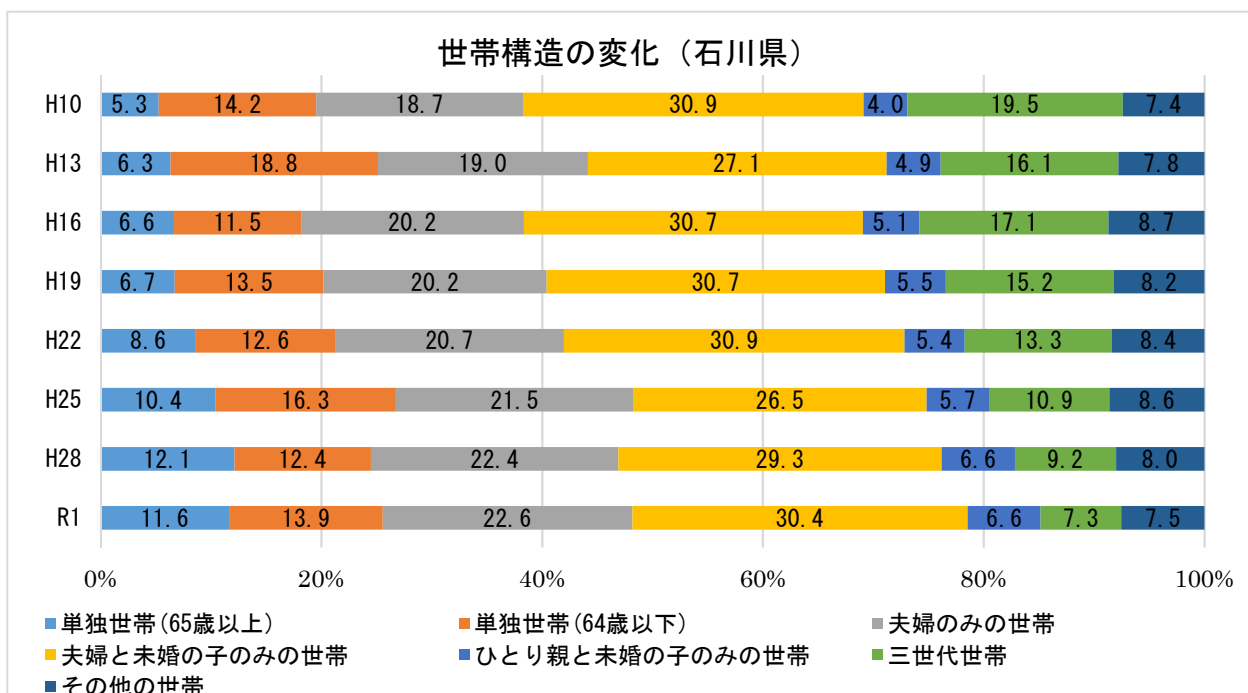
本県の人口は平成17年に減少に転じ、今後も減少が続くと推計されています。

年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加し、令和17年には老年人口は年少人口の約3倍になると予測されています。



##### イ 世帯構造の変化

世帯構造については、核家族が約6割を占め、三世帯世帯が減少しています。



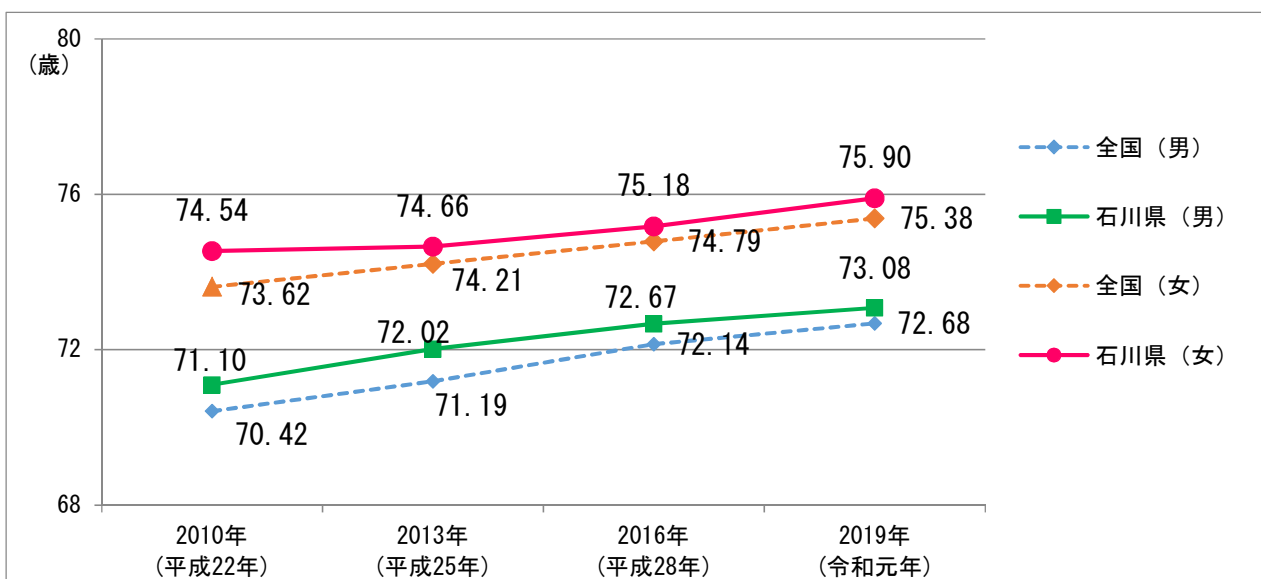
出典：国民生活基礎調査



## (2) 健康寿命に関する状況

### ア 健康寿命の推移

日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す健康寿命は、令和元年時点で男性が73.08歳、女性が75.90歳となっており、男女とも全国より高く推移しています。

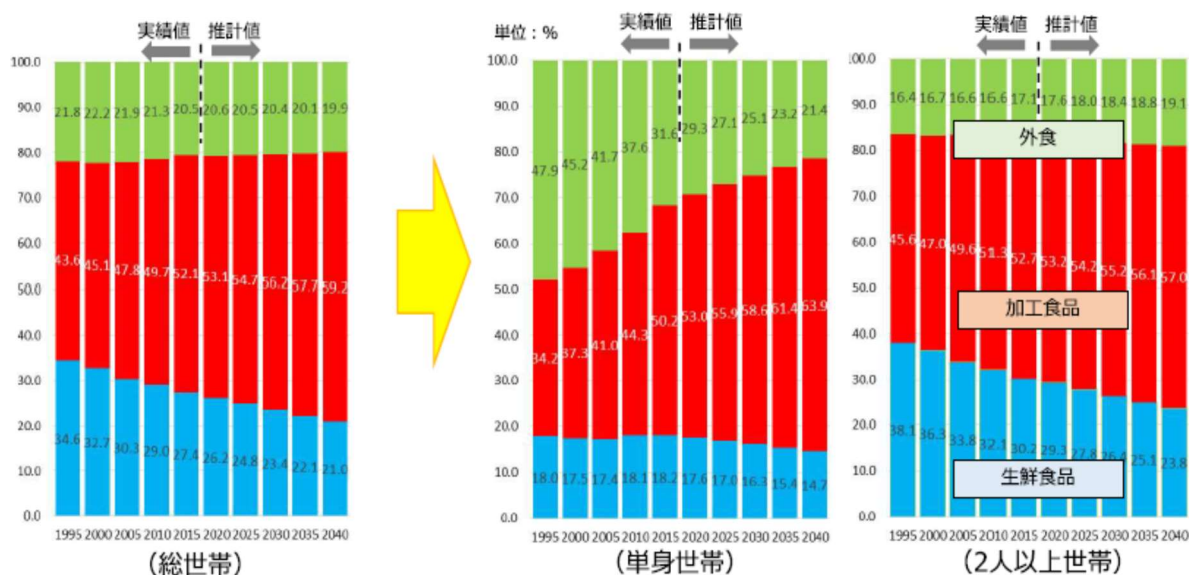


出典：厚生労働省

## (3) 食環境に関する状況

### ア 世帯類型別の食料支出割合

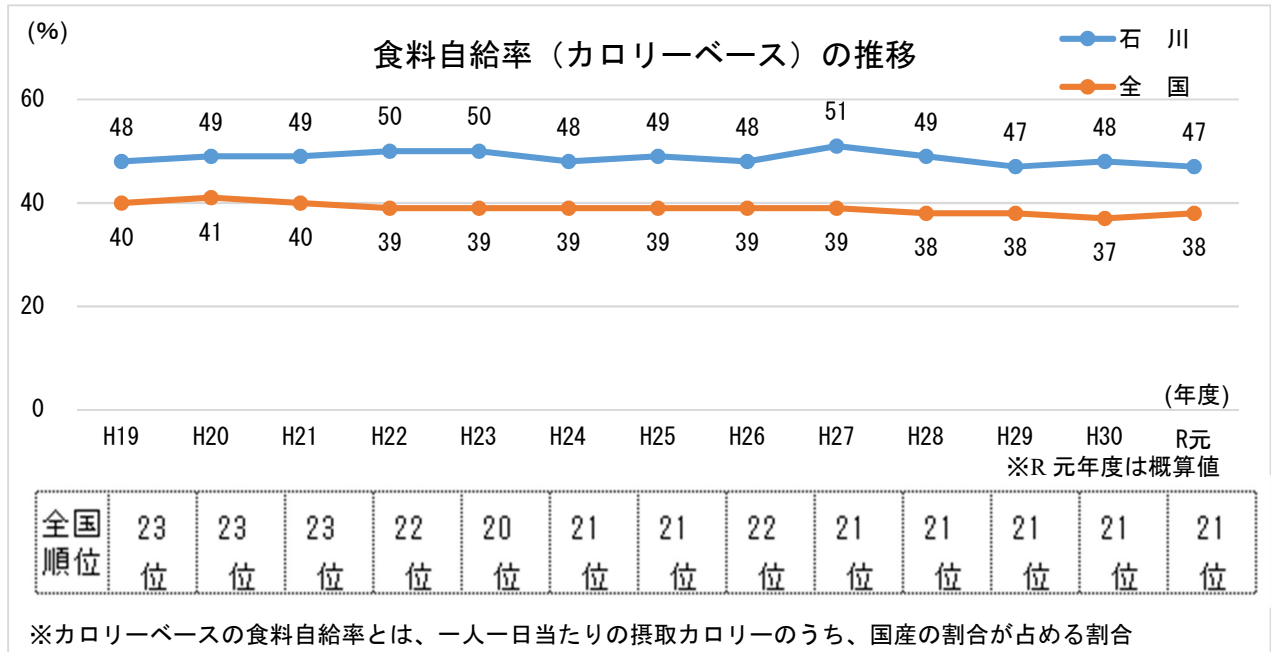
外食及び加工食品、生鮮食品別に食料支出の構成割合を見ると、全世帯において生鮮食品から加工食品への移行が進んでおり、今後も食の外部化が進展すると見込まれています。特に、単身世帯で、その進展は著しいと予想されます。



- (注) 1. 2015年までは、家計調査、全国消費実態調査等による実測値。2020年以降は推計値。  
 2. 生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。加工食品は生鮮食品と外食以外の品目。

## イ 食料自給率

食料自給率は、カロリーベースで47%（令和元年度概算値）と、全国（38%（同））に比べ、高くなっています。また、全国順位は20位前後を推移しています。



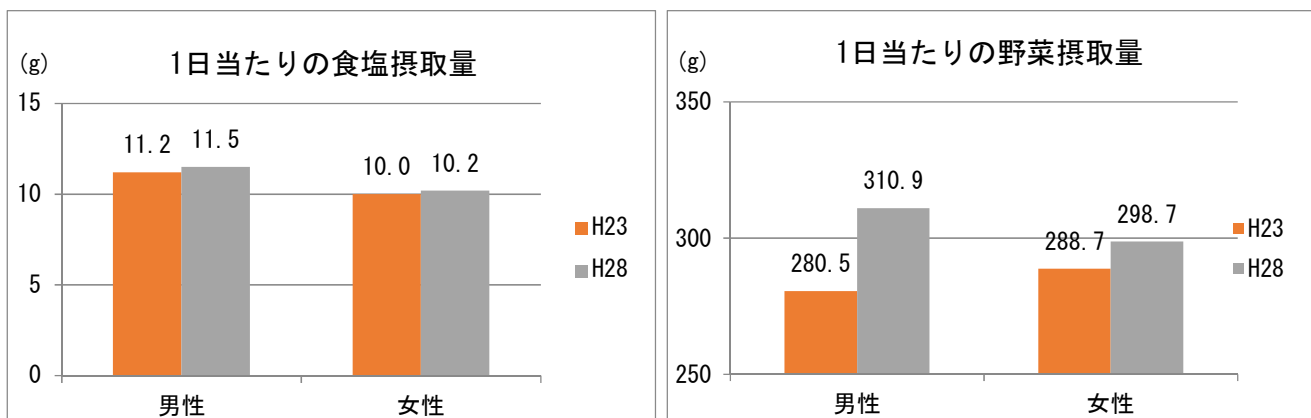
出典：農林水産省「都道府県別食料自給率の推移」

## (4) 栄養・食生活に関する状況

### ア 食塩と野菜の平均摂取量（20歳以上）

成人の1日当たりの食塩摂取量は、平成28年度調査時点で男性11.5g、女性10.2gであり、平成23年度調査とほぼ同量となっています。厚生労働省が定めた「日本人の食事摂取基準」（2020年版）における食塩相当量の目標量（男性7.5g/日未満、女性6.5g/日未満）と比べて高い状況にあります。

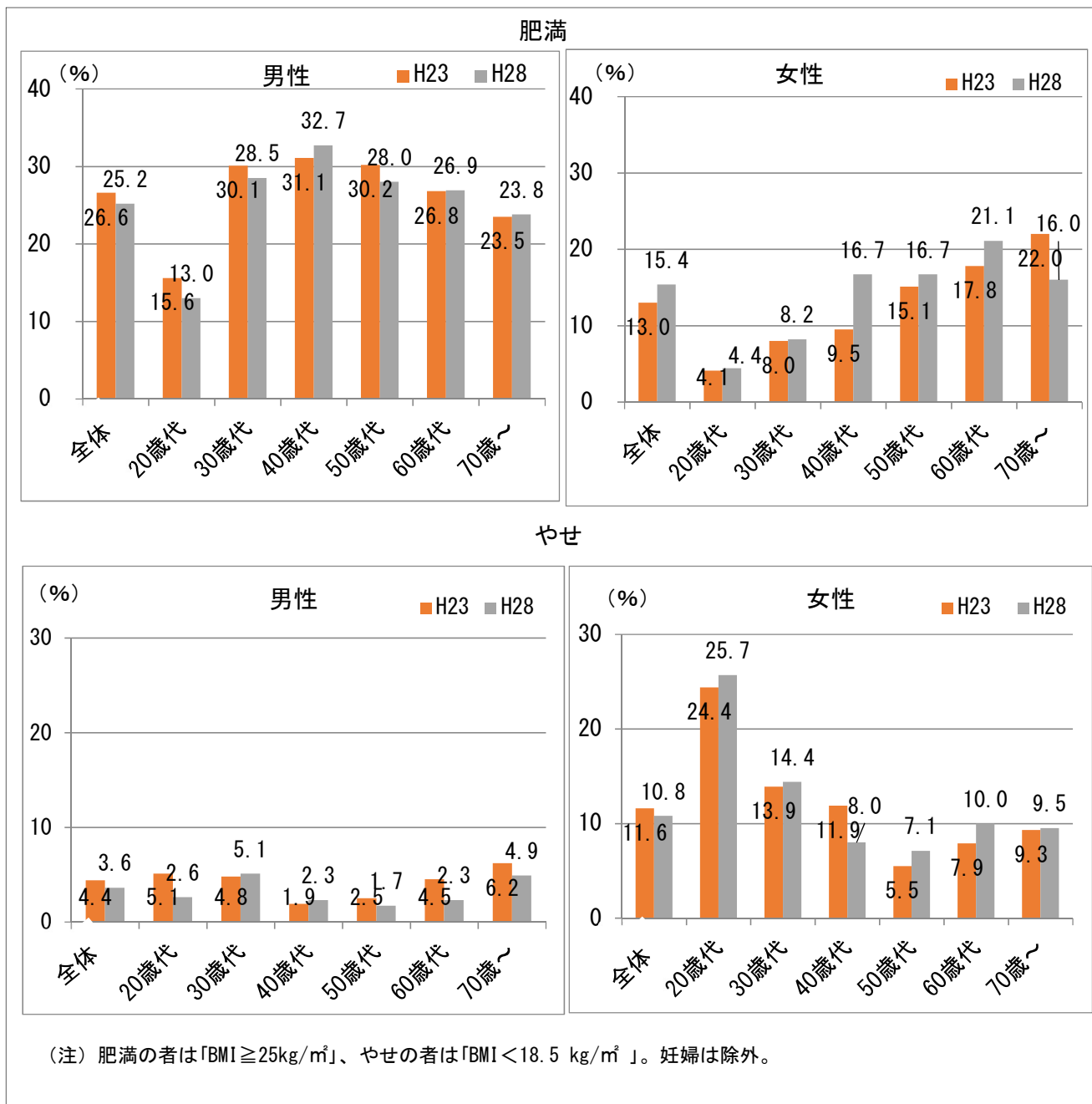
また、1日当たりの野菜摂取量は平成28年度調査時点で男性310.9g、女性298.7gであり、平成23年度と比較して男女とも増加していますが、「健康日本21」（厚生労働省）における野菜の摂取目標量である1日当たり350g以上より少ない状況です。



出典：県民健康・栄養調査

## イ 成人の体格

肥満者の割合は平成 28 年度調査時点で、男性で 25.2%、女性で 15.4%であり、平成 23 年度調査と比較して男生は微減、女性は増加しています。一方、やせの年代別の割合は、平成 23 年度及び平成 28 年度調査ともに、20 代の女性が、他の年代と比較して著しく高くなっています。

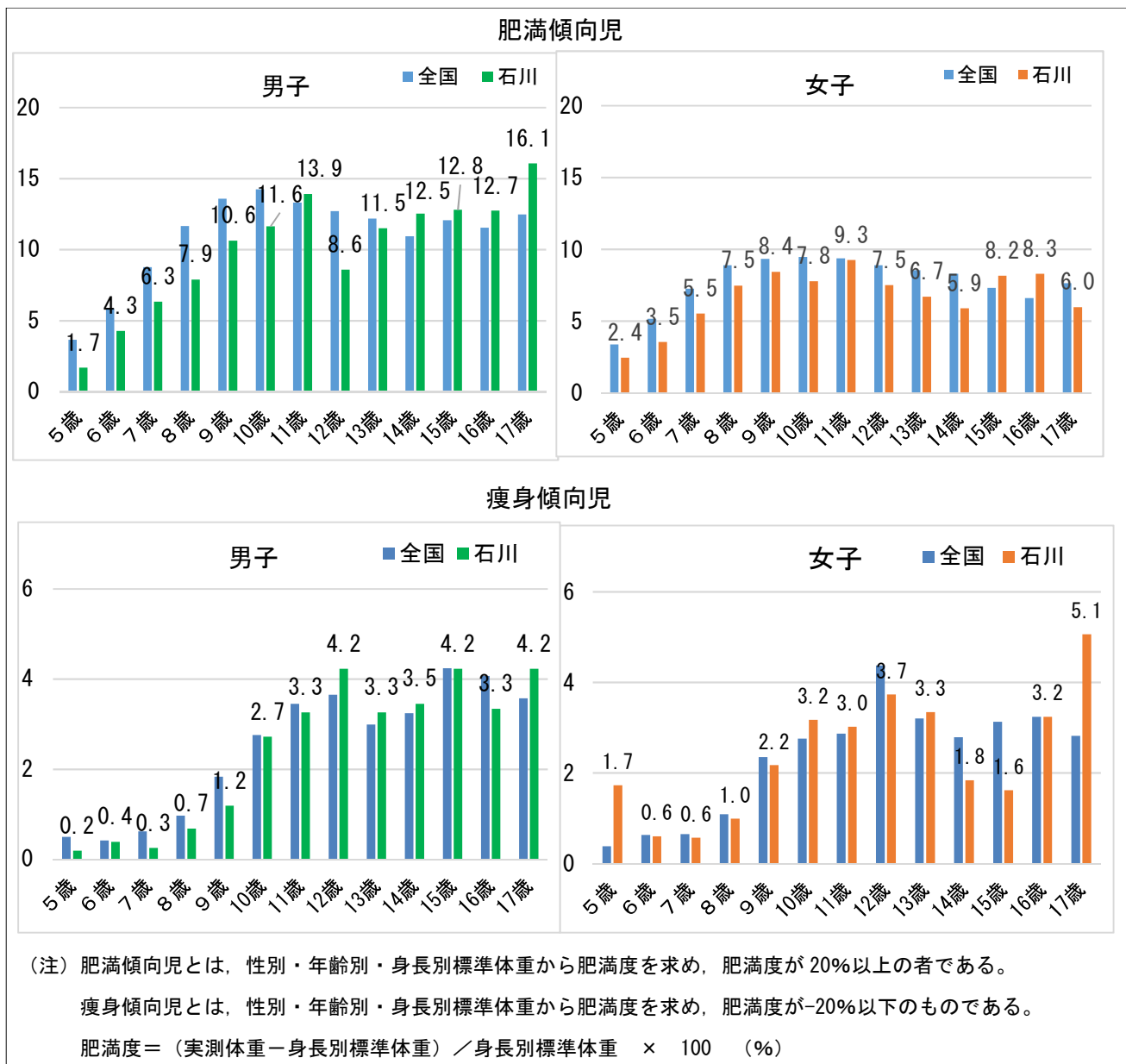


出典：県民健康・栄養調査

## ウ 児童生徒の体格

肥満傾向児の出現率は、男子では17歳の16.1%、女子では11歳の9.3%が最も高く、男子の5歳の1.7%、女子でも5歳の2.4%が最も低くなっています。

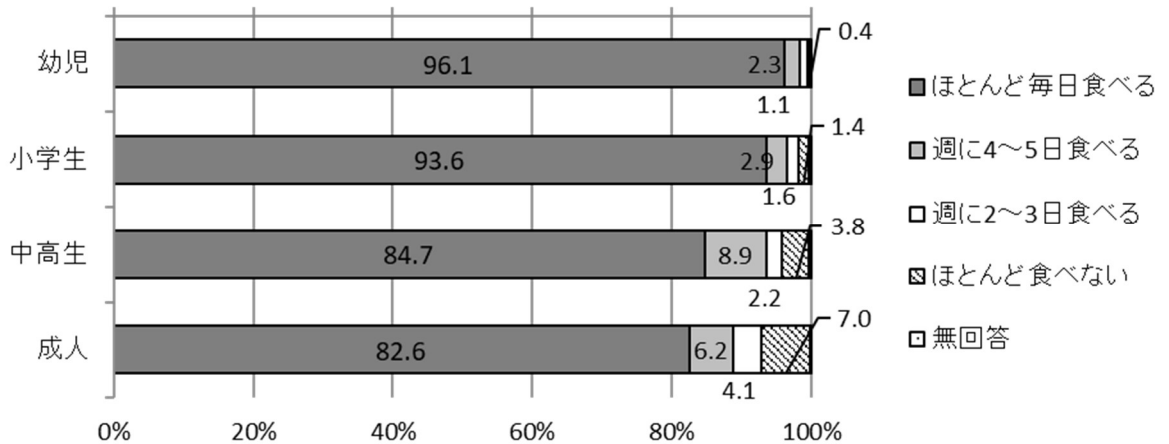
痩身傾向児の出現率は、男子では12歳、15歳、17歳の4.2%、女子では17歳の5.1%が最も高く、男子の5歳の0.2%、女子で6歳及び7歳の0.6%が最も低くなっています。また、全国平均値と比べると、女子では5歳、17歳で大きく上まわっています。



出典：令和2年度学校保健統計調査

## エ 朝食の摂取（世代別）

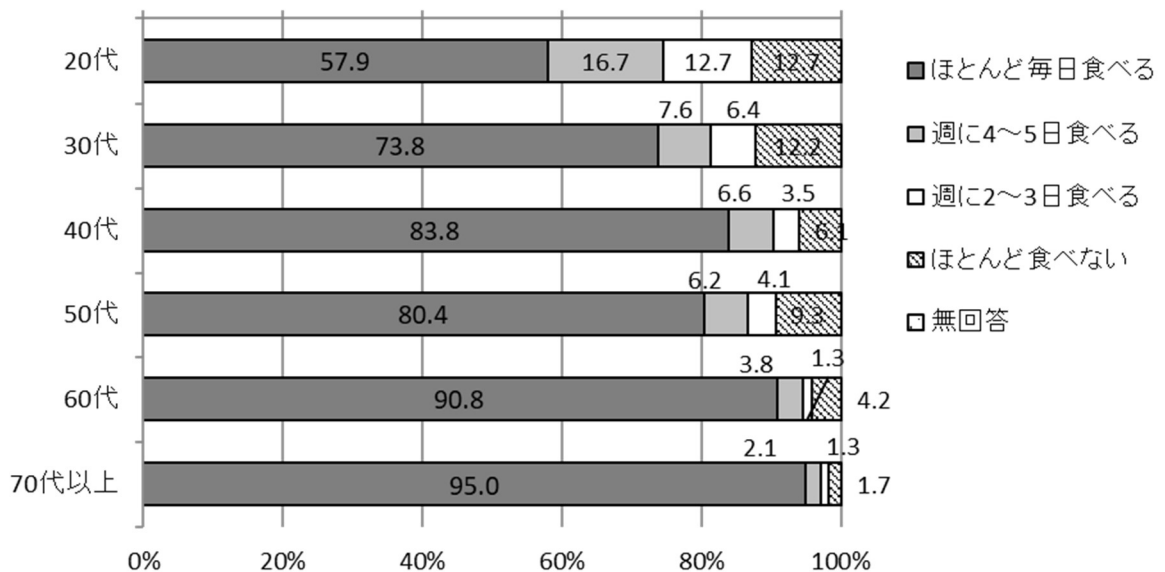
朝食の摂取率は、「ほとんど毎日食べる」人が幼児では96.1%、小学生で93.6%、中高生で84.7%、成人で82.6%となっています。



出典：令和2年度食育に関する県民意識調査

## オ 朝食の摂取（成人、年代別）

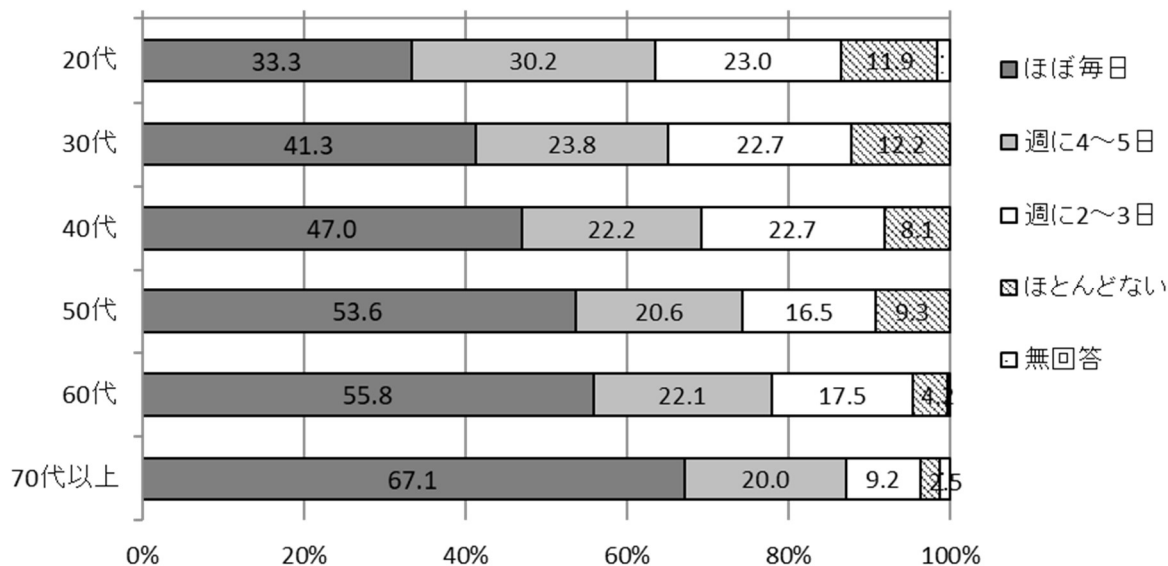
成人においては、朝食を「ほとんど食べない」人は20代で12.7%、30代で12.2%であり、他の世代と比較して多くなっています。



出典：令和2年度食育に関する県民意識調査

### カ 主食・主菜・副菜をそろえて食べることが1日2回以上ある頻度

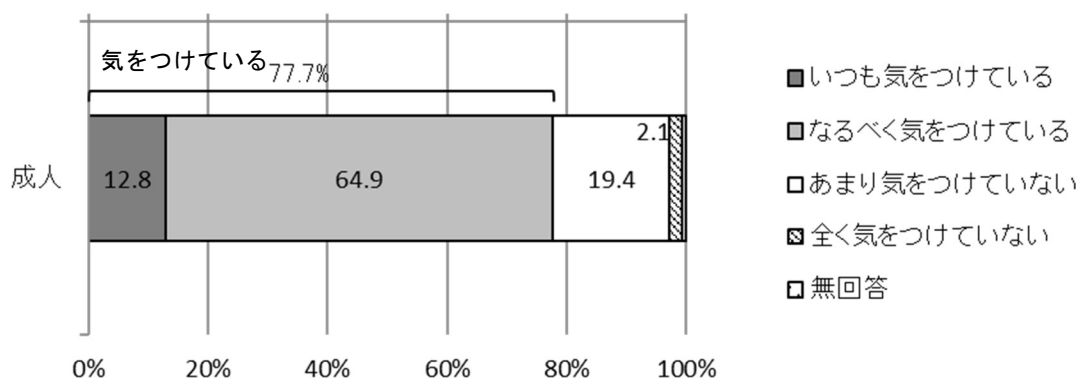
主食・主菜・副菜をそろえて食べることを1日2回以上している日が「ほぼ毎日」ある人の割合は、年代が若いほど少なく、20代において33.3%と顕著に低くなっています。また「ほとんどない」と答えた割合も、20代で11.9%、30代で12.2%と他の年代と比べて高くなっています。



出典：令和2年度食育に関する県民意識調査

### キ 生活習慣病の予防や改善のために、気をつけた食生活を実践している人の割合

生活習慣病の予防や改善のために気をつけた食生活を実践している成人の割合は、77.7%となっています。

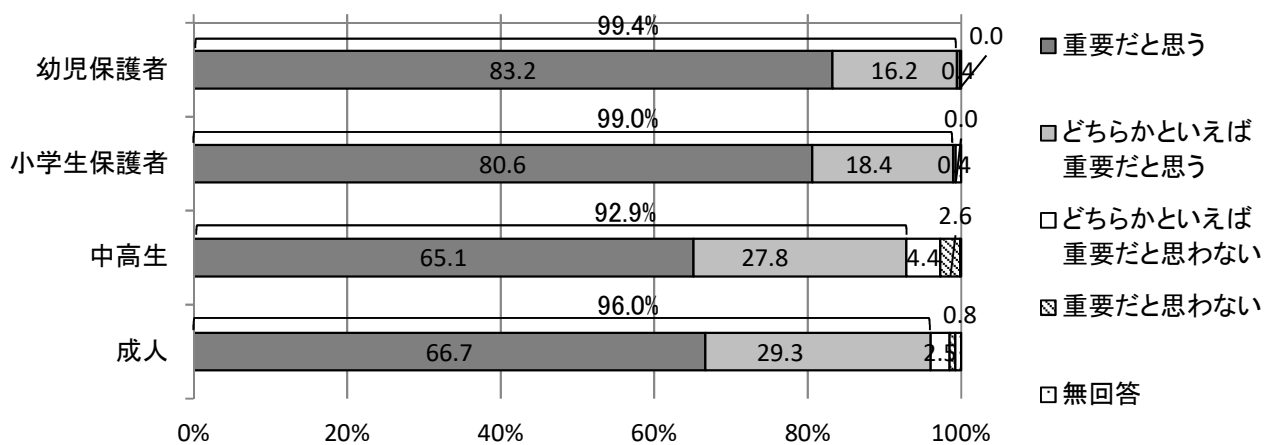


出典：令和2年度食育に関する県民意識調査

## (5) 共食に関する状況

### ア 食事を家族等と一緒に食べることを重要だと思う割合

食事を家族等と一緒に食べることは「重要だと思う」「どちらかといえば重要だと思う」を合わせると、どの対象も9割を超えています。

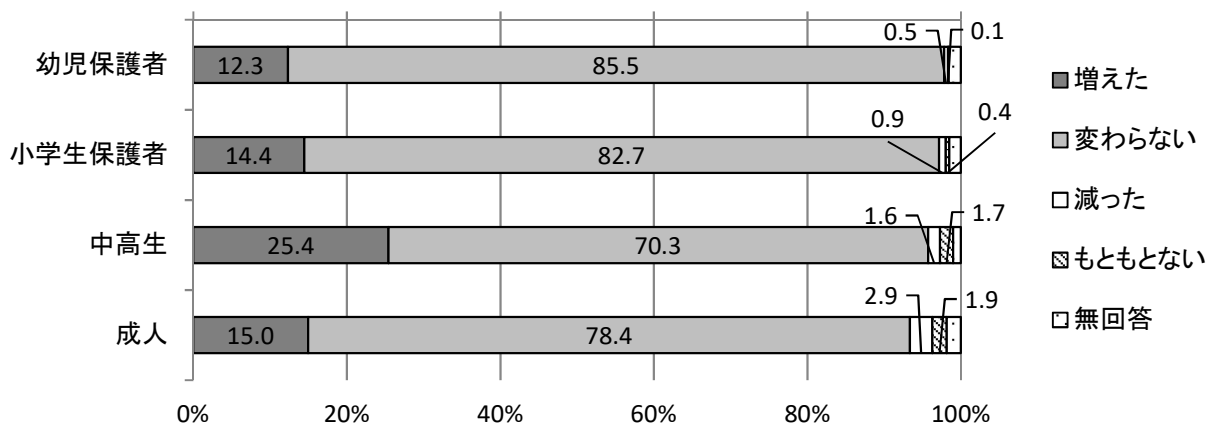


出典：令和2年度食育に関する県民意識調査

## (6) 新型コロナウイルス感染症流行による食生活の変化

### ア 家族と食事を食べる回数

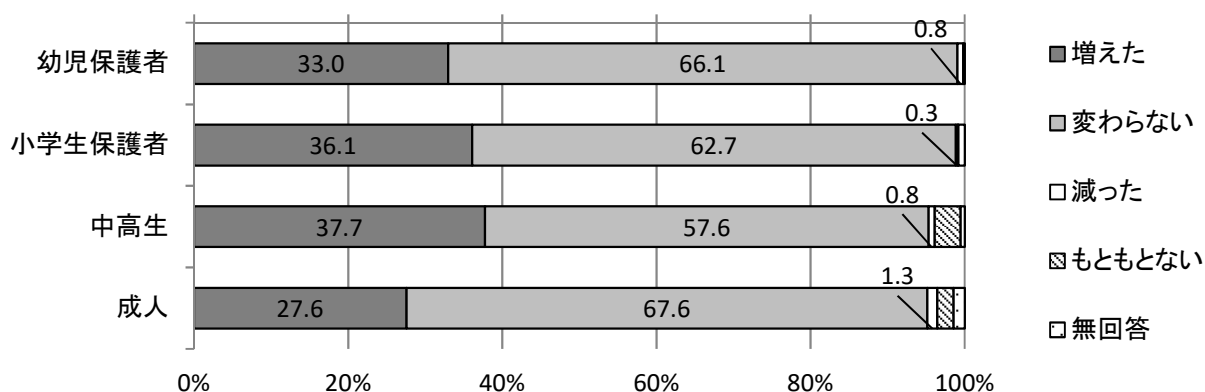
新型コロナウイルス感染症の流行前と比べて、家族と食事を食べる回数が「増えた」人は、中高生で25.4%、成人で15.0%となっています。



出典：令和2年度食育に関する県民意識調査

### イ 自宅で料理して食べる回数

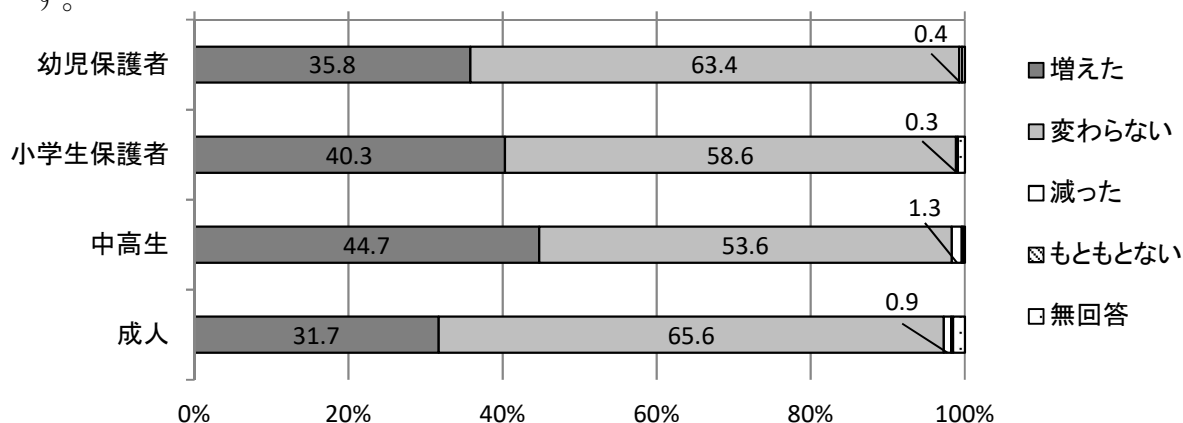
新型コロナウイルス感染症の流行前と比べて、自宅で料理して食べる回数が「増えた」人は、幼児保護者、小学生保護者及び中高生で3割以上、成人で3割弱となっています。



出典：令和2年度食育に関する県民意識調査

### ウ 自宅で食事を食べる回数

新型コロナウイルス感染症の流行前と比べて、自宅で食事を食べる回数が「増えた」人は、幼児保護者、小学生保護者及び成人で3割以上、中高生で半数近くとなっています。



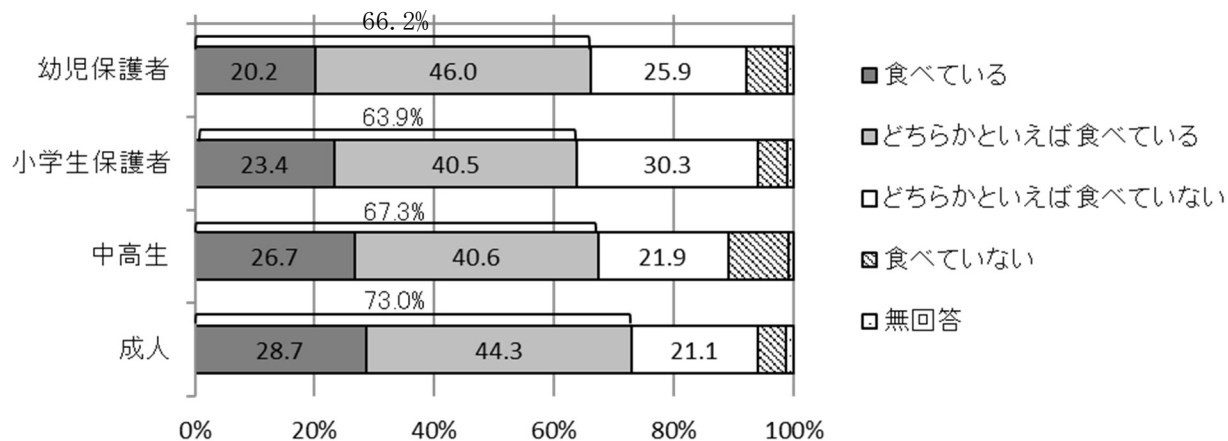
出典：令和2年度食育に関する県民意識調査



## (7) 郷土料理や伝統料理に関する状況

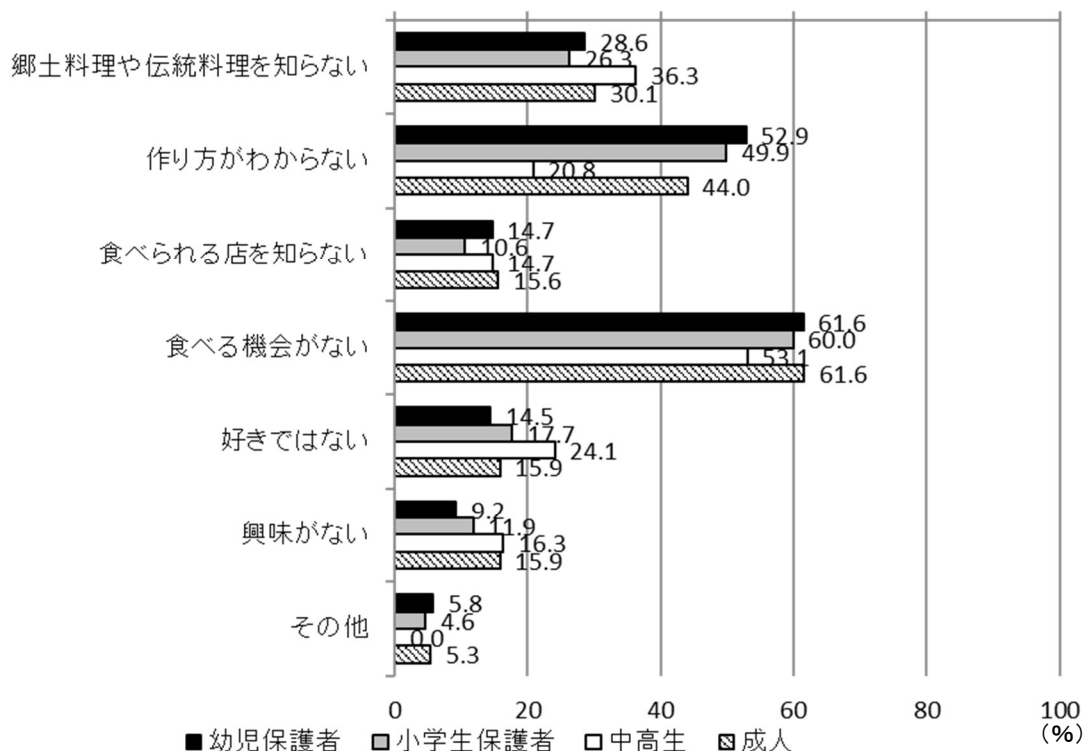
### ア 地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理や伝統料理を食べている人の割合

郷土料理や伝統料理を「食べている」「どちらかといえば食べている」人の割合は、成人では7割を超え、それ以外の対象では6割台となっています。



### イ 郷土料理や伝統料理を食べていない理由

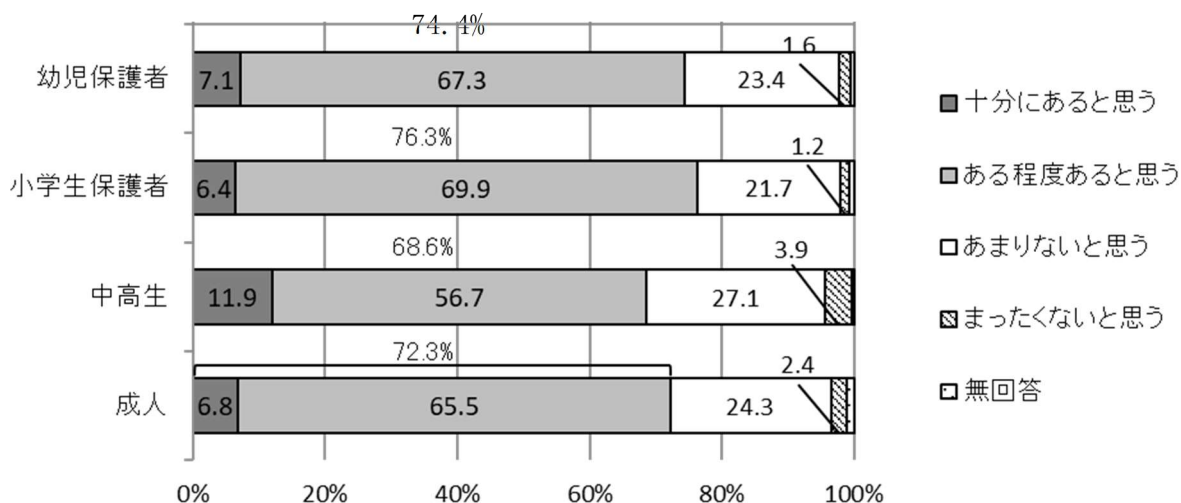
郷土料理や伝統料理を食べていない理由は、「食べる機会がない」人がどの年代でも多くなっています。



## (8) 食品の安全性に関する状況

### ア 食品の安全性についての知識があると思う人の割合

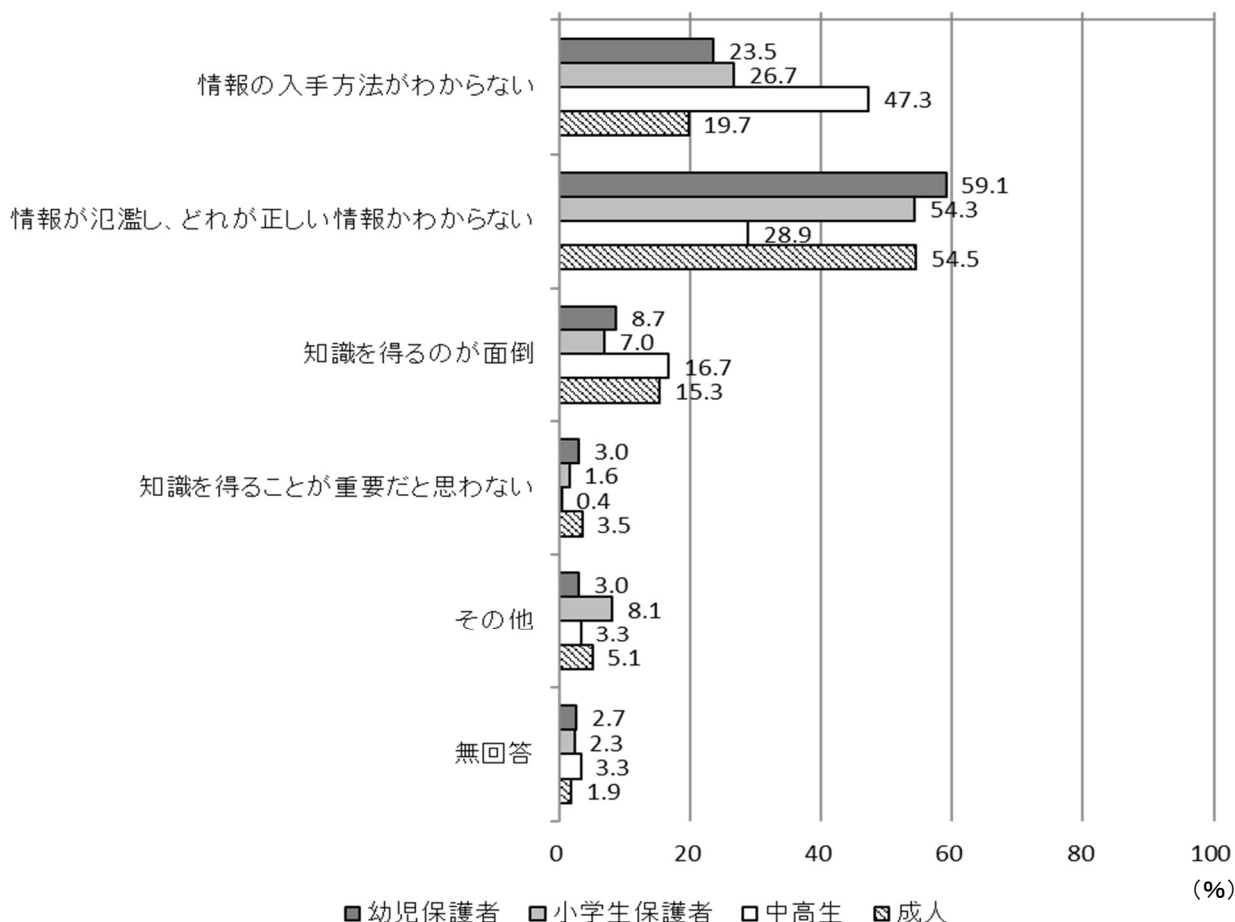
食品の安全性についての知識が「十分にあると思う」「ある程度あると思う」人の割合は、小学生保護者が最も高く76.3%、中高生が最も低く68.8%となっています。



出典：令和2年度食育に関する県民意識調査

### イ 食品の安全性についての知識がないと思う理由

食品の安全性についての知識がないと思う理由は、「情報が氾濫し、どれが正しい情報がわからない」と答えた人が中高生以外で最も多くなっています。中高生は、「情報の入手方法がわからない」が最も多く47.3%となっています。

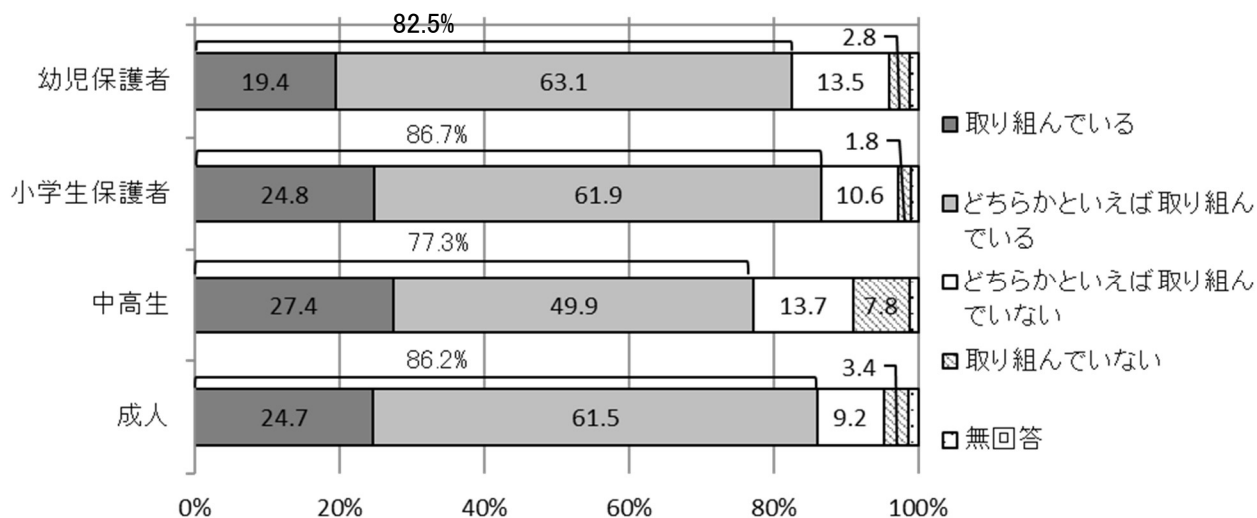


出典：令和2年度食育に関する県民意識調査

## (9) 食品ロスに関する状況

### ア 食品ロスの取り組み状況

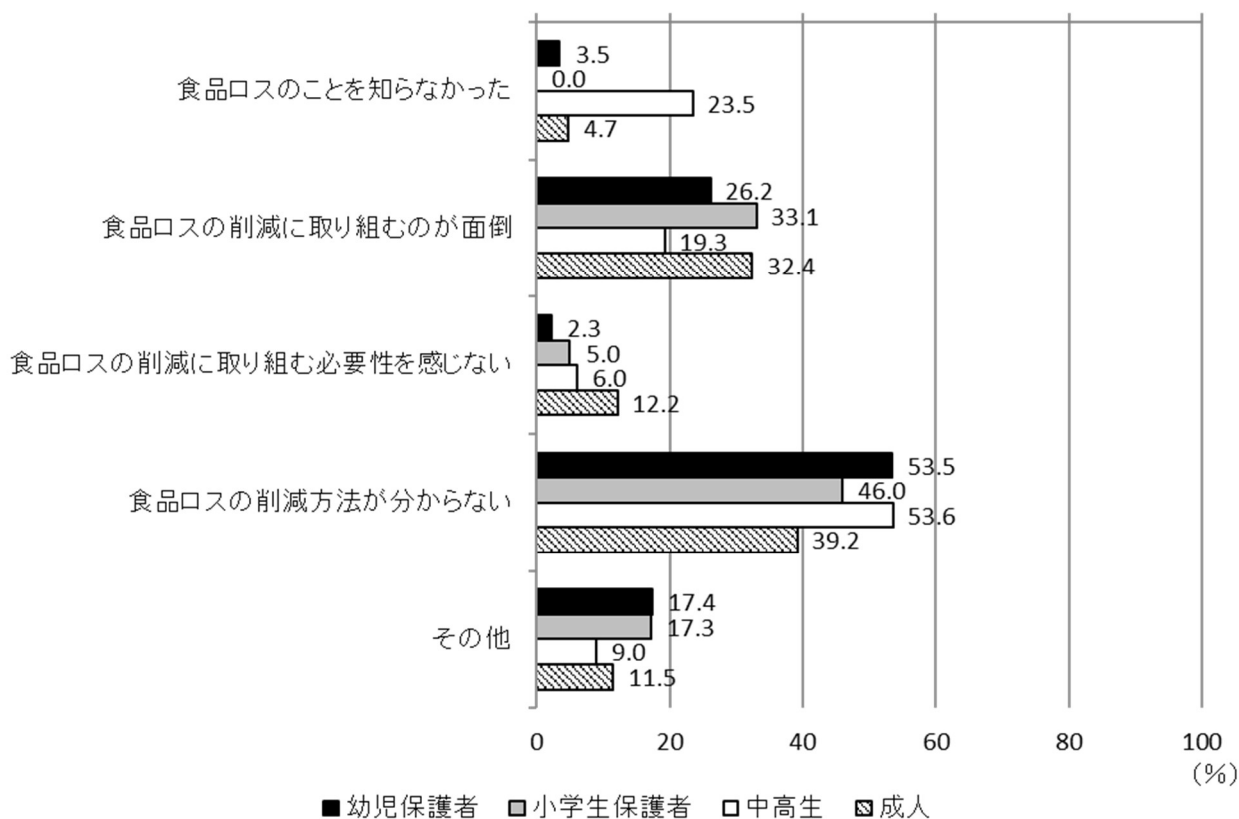
食品ロスを減らすために「取り組んでいる」、「どちらかといえば取り組んでいる」人の割合は、幼児・小学生保護者、成人で8割以上、中高生では8割弱となっています。



出典：令和2年度食育に関する県民意識調査

### イ 食品ロスの削減に取り組んでいない理由（複数回答）

食品ロスの削減に取り組んでいない理由としては、「食品ロスの削減方法が分からない」がどの年代でも最も多くなっています。

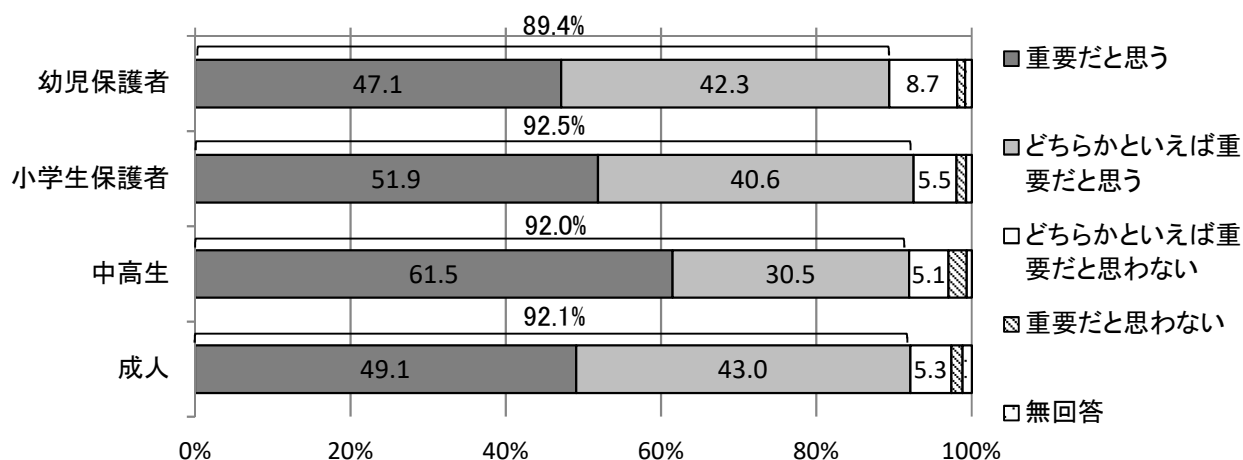


出典：令和2年度食育に関する県民意識調査

## (10) 地産地消に関する状況

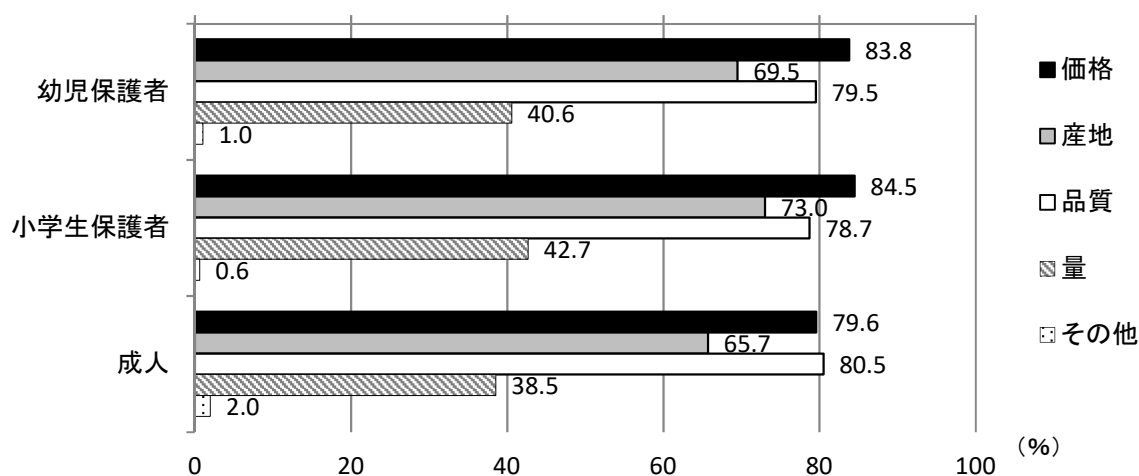
### ア 地元や県産の食材を使用することを重要だと思う割合

地元や県産の食材を使用することについては、どの対象でも約9割が「重要だと思う」「どちらかといえば重要だと思う」と答えています。



### イ 生鮮食品を購入する際の基準（複数回答）

生鮮食品を購入する基準は、「価格」「品質」と答えた人が約8割、「産地」と答えた人は7割程度となっています。



## 2 これまでの取り組みに対する評価

### (1) 評価の方法

目標値の進捗状況を確認するため、「食育に関する県民意識調査」を実施したほか、関連事業の実施状況などを把握し、評価を行いました。

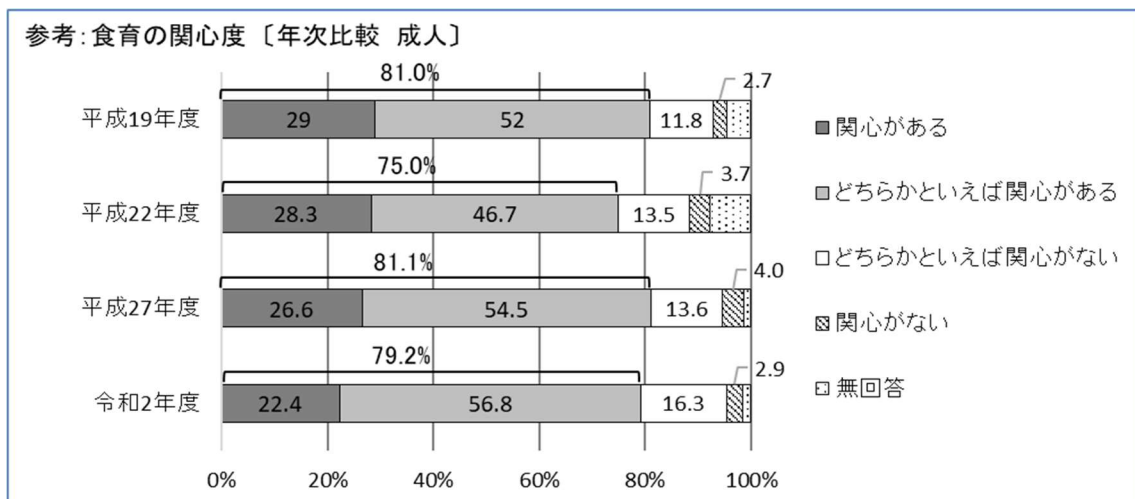
#### ■ 「食育に関する県民意識調査」の概要

- 1 調査対象者（※いずれも層化無作為抽出）
  - (1) 満20歳以上 2,000人
  - (2) 保育所等に通所する1歳児、3歳児、5歳児の保護者 各400人（計1,200人）
  - (3) 小学校2年生、4年生、6年生の保護者 各400人（計1,200人）
  - (4) 中学2年生、高校2年生 各400人（計800人）
- 2 調査方法
  - ・自己記入方式のアンケート調査
  - ・上記（1）については郵送による配布・回収、（2）から（4）については保育所、学校等の協力により、配布・回収
- 3 調査時期 令和3年1月
- 4 有効回収数（回収率）
  - (1) 満20歳以上 1,176人（58.8%）
  - (2) 保育所等に通所する1歳児、3歳児、5歳児の保護者 1,055人（87.9%）
  - (3) 小学校2年生、4年生、6年生の保護者 1,122人（93.5%）
  - (4) 中学2年生、高校2年生 771人（96.4%）

### (2) 計画全体の目標に対する評価

計画全体の目標として、「食育に関心のある県民の割合を増やす」ことを掲げています。食育に関心のある県民の割合は、令和2年度調査で79.2%となっており、平成27年度調査とほぼ同率で、変化はみられませんでした。今後も県民の意識を高め、実践につながるよう、より一層の食育の推進を図る必要があります。

食育に関心を持っている 県民の割合	(H27) 81.1% → (R2) 79.2%	目標値 90%
----------------------	--------------------------	---------



出典：食育に関する県民意識調査

### (3) 施策の方向性別の目標に対する評価

第3次いしかわ食育推進計画では、計画全体の目標に加え、施策の方向性別の目標として、12の目標と18の目標値を設定しております。その内の8項目（44.4%）で目標を達成しました。主な評価内容は次のとおりです。

#### ア 家庭における食育の推進

- 小学生とその保護者が食育ブックを活用し、児童が自分で決めた目標にチャレンジする「小学生の食育チャレンジ事業」や、家庭で子どもが「早寝・早起き・朝ごはん」等の基本的な生活習慣を身に付ける「子どもの生活リズム向上推進事業」などを通じ、家庭における基本的な生活習慣の形成に向けた取り組みが定着してきています。
- 計画策定時と比べ、栄養バランスの良い食事をする県民の割合は低下し、朝食を欠食する子どもの割合は増加、朝食を欠食する若い世代の割合は変化しておらず、今後も基本的な食習慣の定着に向けた取り組みを推進していく必要があります。

#### ■ 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R2年度)	目標値	達成状況 <sup>※2</sup>
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合	54.7%	→ 51.6%	65%以上	▽
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.4%	→ 37.9%	55%以上	▽
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	60.1%	→ —	70%以上	—
朝食を欠食する子どもの割合	3.5%	→ 4.6% (R1)	0%	▽
朝食を欠食する若い世代 <sup>※1</sup> の割合	12.6%	→ 12.4%	8%以下	▽

※1 若い世代：20～30代

※2 達成状況：○=達成、▽=未達成

#### イ 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

- 保育所等において、食育に関する年間計画を策定している割合は、増加しており、計画的な食育が推進されています。
- 体験型食育を実施している保育所等の割合は、計画策定時より減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであり、今後は、感染予防にも配慮した食育の推進が必要となっています。

#### ■ 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時 (H27年度)	現状値 (R2年度)	目標値	達成状況
食育計画を策定し、評価している保育所等の割合	91.2% (H26)	→ 92.6% (R3)	増加	○
体験型食育を実施している保育所等の割合	94.3% (H26)	→ 82.4%	増加	▽
「食に関する指導の年間指導計画」を作成している小・中・義務教育学校の割合	92.4%	→ 97.5% (R1)	増加	○

## ウ 石川の伝統的な食文化の継承

- 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている県民の割合は、若い世代も含めて増加しており、計画策定当時と比べ、伝統的な料理が浸透してきたことが推測されます。
- 伝統的な料理を食べていない理由として、「食べる機会がない」、「作り方が分からない」と回答した方が多く、伝統的な料理は、飲食店等で食べるものであり、自宅で作って食べるものではないと捉えられていると推測されます。今後も、伝統的な料理の啓発に取り組む必要があります。

### ■ 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時 (H27年度)	現 状 値 (R2年度)	目標値	達成 状況
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている県民の割合	65.3%	→ 73.0%	70%以上	○
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている若い世代の割合	50.3%	→ 63.7%	55%以上	○

## エ 消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

- 米づくり体験を通じて小学生に農業への理解を促す「いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業」や、農業体験を通じて農業への理解を促す「いしかわ耕稼塾『いしかわの農業学ぼうコース』」などへの参加者は増えており、生産者との交流は促進されています。
- 一方で、生鮮食品の購入には、産地より価格や品質を基準にする県民が多くなっています。地場産物の購入は、地域の活性化に繋がるだけではなく、流通コストの削減、輸送時に発生するCO<sub>2</sub>削減などが、持続可能な食循環を考える上で重要であり、今後も継続して地産地消の推進に取り組んでいく必要があります。

### ■ 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時 (H27年度)	現 状 値 (R2年度)	目標値	達成 状況
いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業への延べ参加児童数	29,744人	→ 60,939人	60,000人以上	○
いしかわ耕稼塾「いしかわの農業学ぼうコース」延べ参加者数	1,214人	→ 1,969人	2,200人以上	▽

## オ 個人における食育の推進

- 若い世代に対する取り組みとして、食の自立を迎える前の高校生が興味を持って食育に取り組めるよう大学生による食育授業を実施しており、近年参加する高校が増えるとともに、受講した高校生の意識変容がみられるなどの効果がありました。
- また、ふだんから適正体重の維持や減塩に取り組んでいる人の割合は、計画策定時とほぼ同じであり、目標達成に向け、更なる取り組みが必要です。

■ 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時 (H27年度)	現 状 値 (R2年度)	目標値	達成 状況
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気を付けている県民の割合	77.3%	→ 77.7%	85%以上	▽
ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合	50.2% (H28)	→ 52.5% (R1)	増加	○

カ 食育を支える地域環境づくり

- 食育の推進に関わるボランティア団体等で活動している方や、食品ロス削減に向けて取り組んでいる方は、計画策定時より増えており、食育を支える地域環境は整ってきています。
- しかし、食の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合は増えておらず、県民が十分に理解し利用できるような情報提供の推進について取り組んでいく必要があります。

■ 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標	計画策定時 (H27年度)	現 状 値 (R2年度)	目標値	達成 状況
食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している県民の数	6,761人	→ 7,272人	増加	○
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合	78.7%	→ 72.3%	85%以上	▽
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている若い世代の割合	70.0%	→ 61.8%	80%以上	▽
食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合	81.1%	→ 86.2%	増加	○



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 目指す姿

県民一人ひとりが生涯にわたって食を考える習慣を身につけ、食を大切にすることをもち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことができること

食育基本法(平成17年7月 法律第63号)では、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが必要であるとされています。

健全な食生活は、健康で豊かな人間性の基礎をなすものです。生涯にわたって健全な食生活を実現するためには、食習慣を形成する時期である子どもの頃からの食育が重要です。

このため、子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に付けることができるように、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校及び地域等において食育を推進する必要があります。

また、食は、地域における伝統や気候風土と深く結びついており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化を育んでいくことが重要です。しかしながら、毎日の食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な知恵や活動に支えられていることについて、日々の生活の中で学び、実感することは困難である場合が多いことから、本県の伝統ある優れた食文化を継承するとともに、郷土料理や食材等を題材とした体験活動を中心として食育を推進する必要があります。

このため、次の3つの目的を掲げ、食育を積極的に推進します。

## 目的1

### 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む

子どもの頃から日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることにより、健全な身体を培います。また、食に関する感謝の念と理解を深め、食事マナーの習得や食を楽しむことなど、食事を通じて家族等とのコミュニケーションを深め、豊かな心を育みます。

## 目的2

### 地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る

本県には祭りなど伝統的な行事、季節毎の風習などに結びついた食文化があり、また、固有の多彩な食材が活用されています。食育推進の輪を地域に広げることにより、食を通じて人と人との交流を深めるとともに、地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図ります。

## 目的3

### 県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける

国内外から様々な食材が供給されるとともに、外食の増加など食の外部化や食に関する情報の氾濫等が進展しています。そのような中で、県民一人ひとりが食の大切さを再認識するとともに、生活習慣病予防に繋がる健全な食生活を自ら実践できるよう、食に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けます。

## **2 重点課題**

今後5年間に取り組む重点課題は次のとおりです。

### **(1) 子どもの基本的な生活習慣の形成**

子どもの健やかな成長のためには、適切な運動、バランスのよい食事、十分な休養・睡眠が大切です。また、健全な食生活や望ましい生活習慣は、健康で豊かな人間性の基礎をなすものであることから、子どもの頃からの食育が重要です。

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響がみられることから、家庭はもとより、引き続き、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等において、基本的な生活習慣の形成のための食育を推進します。

### **(2) 石川の食文化の継承につながる食育の推進**

本県は海山の幸に恵まれ、地元の農林水産物やそれらを使った郷土料理をはじめとした食文化の豊かな地域です。しかし、グローバル化や流通技術の進歩、生活様式の多様化等により伝統的な食文化が十分に継承されず、その特色が失われることが懸念されます。また、主食・主菜・副菜のそろった日本型の食生活は栄養バランスに優れており、健康な食生活のために欠かせない食事とされています。

このため、和食を推進し、本県の郷土料理や伝統食等の食文化を大切に次世代へ継承していくための食育を推進します。

### **(3) 若い世代に対する食育の推進**

「令和2年度食育に関する県民意識調査」において、特に20代及び30代の若い世代で、食に関する知識や意識、実践状況等の面で、他の世代より依然として課題が多いことが明らかになりました。

20代及び30代を中心とする世代はこれから親になる世代でもあるため、食に関する知識や取り組みを次世代に伝えつなげていくことができるよう、健全な食生活の実践力を身に付けていくことが大切です。

若い世代が食に関する意識を高め、自ら食生活の改善等につなげることができるよう、若い世代が興味・関心を持つような食育の取り組みを推進します。

### **(4) 健康寿命の延伸につながる食育の推進**

子どもから高齢者までの全ての県民が心豊かに生活できる活力ある社会を実現するためには、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて、健全な食生活を実践することが大切です。

本県の健康増進計画である「いしかわ健康フロンティア戦略」においても、生涯にわたり元気で自立した生活を営むことができるよう「健康寿命の延伸」を目標としており、健康増進施策と連携した食育を引き続き推進します。

## **(5) 食品ロス削減の推進**

食に対する感謝の念を深めていくためには、私たちの食生活が自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて理解することが大切です。

我が国は食料を海外に大きく依存している一方で、年間約570万トン(令和元年度推計)にのぼる食品ロスが発生しています。2015年の国連持続可能な開発サミットにおいても、「食料廃棄の半減」が目標として掲げられており、一人ひとりの努力が求められています。

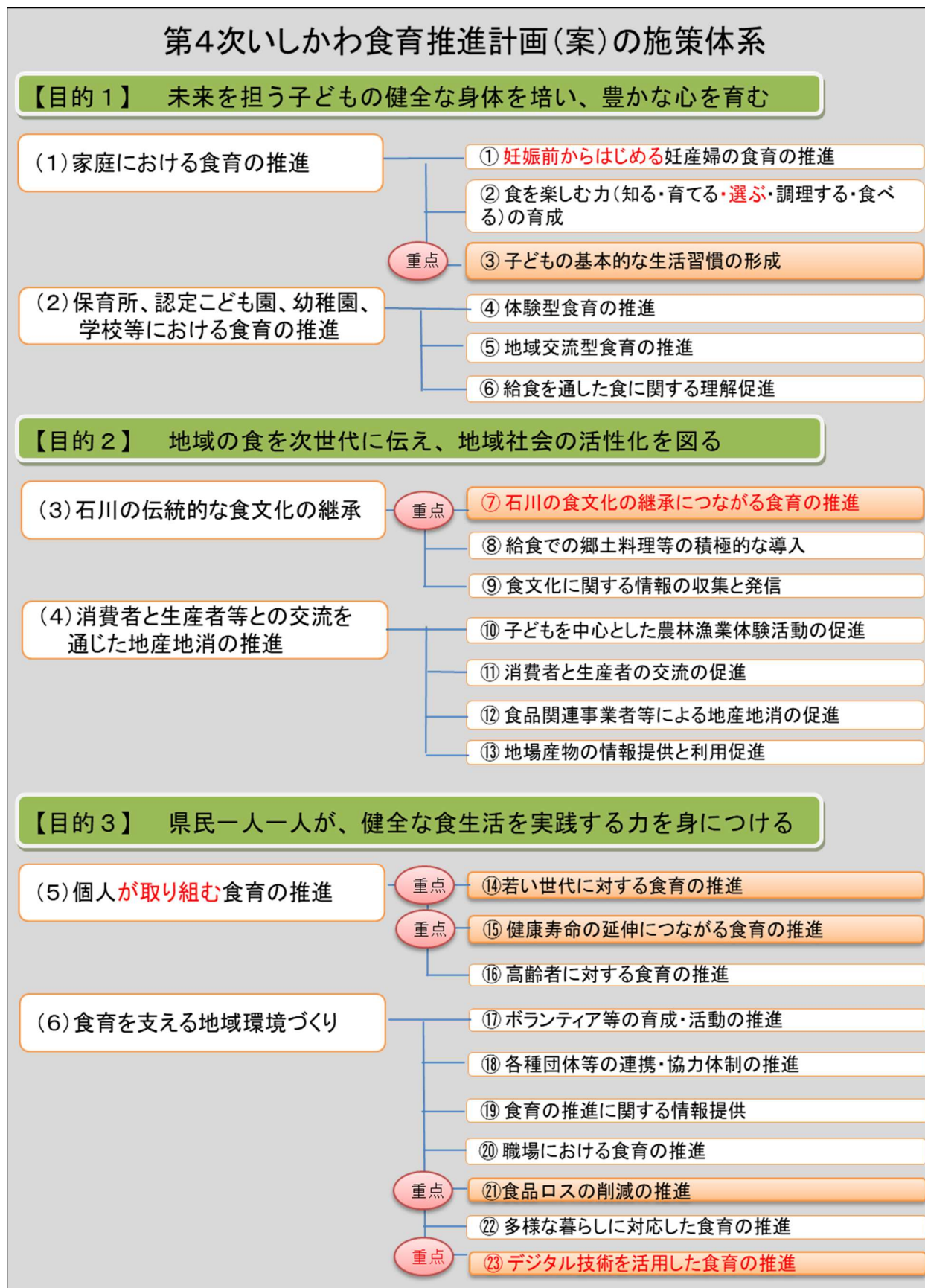
このため、県、市町、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携し、引き続き食品ロスの削減推進に努めます。

## **(6) デジタル技術を活用した食育の推進**

近年、生活を支える多くの分野で、ICTやAIなどの活用等デジタル技術の進展・普及が加速しており、新型コロナウイルス感染症の流行により感染対策に配慮し、食育に関する様々な取り組みを効果的に推進するうえで、デジタル技術の活用は欠かすことができないものとなっています。SNS活用やインターネット上での動画配信、オンライン等での非接触型の食育の展開を推進します。

# 第4章 計画の具体的な内容

## 1 計画の施策体系



## 2 施策の方向性

### 目的 1 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む

#### 施策の方向性

##### (1) 家庭における育の推進

食に関する知識や伝統、文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきましたが、社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における食に関する作法や望ましい食生活の実践等が十分とはいえない状況にあります。

また、健康寿命の延伸の観点から、家庭における日々の食生活を見直すとともに、生涯にわたり、生活習慣病の予防や改善にも努めていくため、次世代に伝えつなげる食育の推進がこれまで以上に重要になっています。

このため、家庭においても食育に関する理解、関心が進むよう、食育活動を通じて学んだことについて、在宅時間を活用し、家庭での共有も促進しながら、食育を推進します。

#### <具体的な取り組み内容>

##### ① 妊娠前からはじめる妊産婦の食育の推進

- ◆ 妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するため、妊産婦等に対する栄養指導の充実を図ります。また、妊娠前からの食を含めた健康管理を推進するため、将来子どもを望むご夫婦への健康教育についても取り組みます。

##### ② 食を楽しむ力（知る・育てる・選ぶ・調理する・食べる）の育成

- ◆ ワークライフバランスの推進や働き方・暮らし方の変化により、自宅で料理や食事をすることも増えていることを踏まえ、各家庭で食に関する知識やバランスの良い食を選択する力、食を楽しむ力等を身に付けられるよう取り組みを推進します。
- ◆ 家庭での共食は食育の原点であり、食を楽しむ、家族とのつながりを大切にする食育を推進します。

##### ③ 子どもの基本的な生活習慣の形成

- ◆ 子どもとその保護者が基本的な生活習慣を身につける意識を高めるため、早寝早起きや一緒に朝食をとること等の大切さを普及啓発します。

## 施策の方向性

### (2) 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

乳幼児期から発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、望ましい食習慣※を定着させるとともに、豊かな食体験を積み重ねていくことができるよう、保育所、認定こども園、幼稚園等（以下、「保育所等」という。）において、家庭や地域と連携しながら食育を推進します。

また、学校においては、学習指導要領に示された体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）および特別活動の時間（給食の時間）はもとより、各教科や総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的、計画的に推進します。

なお、食育の推進に当たっては、それぞれの計画に基づいて実施し、取り組みの評価及び改善に努めるものとします。

### <具体的な取り組み内容>

#### ④ 体験型食育の推進

- ◆ 乳幼児期からの望ましい食習慣の形成や豊かな人間性の育成等を図るため、保育所等において食育の計画を作成し、園長、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、栄養士、調理員等が協力しながら創意工夫を凝らした体験型食育を推進します。
- ◆ 各学校において食に関する指導の計画を作成し、栄養教諭を中心とした全教職員の連携・協働により、学校全体で体験型食育を推進できる体制の充実を図ります。

#### ⑤ 地域交流型食育の推進

- ◆ 保育所等において、在籍する子ども及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域や関係機関と連携しつつ、積極的に食育を推進します。
- ◆ 小学校、中学校、高等学校ならびに特別支援学校等において、地域の食育ボランティアや生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験といった児童生徒の様々な体験活動等を推進します。

#### ⑥ 給食を通じた食に関する理解促進

- ◆ 健全な食生活や、食を通じた地域の自然、文化、産業等に関する子どもや保護者の理解促進のため、生産者団体等と連携し、給食における地場産物（県産食材）の活用を推進するとともに、地域の生産者や生産に関する情報を子ども及び保護者に伝えるための取り組みを促進します。
- ◆ 児童生徒の望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、各教科等における食に関する指導と関連づけた活用がされるよう献立内容の充実を図ります。
- ◆ 肥満ややせが心身に及ぼす影響等、健康状態の改善等に必要な知識の普及を図るとともに、食物アレルギー等、食に関する健康課題を持つ子どもに対しては、保護者の理解と協力のもと、多職種が連携して個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取り組みを推進します。

※望ましい食習慣とは

望ましい食習慣とは、規則正しく、その人に応じた量の栄養バランスが良い食事を摂る習慣のことです。



## 目的 2

## 地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る

### 施策の方向性

#### (3) 石川の伝統的な食文化の継承

豊かな自然、四季折々の食材に恵まれ、地域の伝統的な行事等と結びついた石川ならではの食文化が形成されてきましたが、食に対する価値観やニーズが多様化するなかで、日本型食生活や家庭、地域で継承されてきた食文化が失われることが懸念されます。

このため、本県の郷土料理や食材等を活用した食育を推進し、伝統ある優れた食文化を継承します。

#### <具体的な取り組み内容>

##### ⑦ 石川の食文化の継承につながる食育の推進

- ◆ 地元の農林水産物を使用した伝統的な郷土料理や、日常の食事のマナー等について、県民の理解を促進し、次世代へ継承していくため、多様な広報媒体を通じた情報提供や、具体的な促進策などを展開し、石川の特色ある食の継承・発展を目指します。
- ◆ 地域の食文化の普及と次世代への継承のため、食生活改善推進員や地域の食育団体等のボランティアが行う、地域の郷土料理を取り入れた料理教室等の取り組みを推進します。

##### ⑧ 給食での郷土料理等の積極的な導入

- ◆ 本県の伝統的な食文化について子どもが早い段階から関心と理解を抱くことができるよう、給食において郷土料理や伝統料理等の食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行う上での教材として活用されるよう促進します。

##### ⑨ 食文化に関する情報の収集と発信

- ◆ 本県の食文化やその普及啓発に係る事例・手法を収集・発信し、食文化の継承に向けた気運の醸成を図ります。
- ◆ イベントやシンポジウム等において、本県の伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理、食材等の紹介や体験を盛り込み、多くの県民がこれらに触れる機会を提供します。
- ◆ 主食・主菜・副菜のそろった栄養バランスに優れた日本型食生活について、健康への寄与等に関する情報を発信します。



## 施策の方向性

### (4) 消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

農林漁業体験や生産者との交流等の食育の取り組みを通じて、農林漁業に対する関心や理解、さらには、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関する人々の様々な活動に支えられていることへの理解を深めます。

また、地域の農林漁業や地場産物への関心と理解を深めることで、地産地消を推進します。

#### <具体的な取り組み内容>

##### ⑩ 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進

- ◆ 食の体験活動を通じて、健康的で地域に根ざし、また、環境にも配慮した食生活に関する知識の習得や、食べ物を大切にする意識の醸成を図ります。
- ◆ 子どもを中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大するため、農林漁業者・関係団体による、情報提供の強化、受入体制の整備等に努めます。

##### ⑪ 消費者と生産者の交流の促進

- ◆ 消費者と生産者の交流を促進するため、各種広報媒体やイベント等を通じた消費者への農山漁村の情報提供や農山漁村での受入体制の整備等を推進します。
- ◆ 化学肥料や農薬の使用量を削減するなどの環境に配慮した農業の紹介を通じて、環境に配慮した食生活に関する県民の理解促進や、食べ物を大切にする意識の醸成を図ります。

##### ⑫ 食品関連事業者等による地産地消の促進

- ◆ 製造・加工、流通・販売、外食など食品関連事業者は、消費者との接点が多いことから、職場体験や施設見学等の交流・体験の機会の提供に努めるほか、県産食材を用いた商品の開発、より健康に配慮したメニューの提供、食の創意工夫や衛生管理を始めとした情報の提供等についても、食育推進の観点から、積極的に取り組むよう努めます。

##### ⑬ 地場産物の情報提供と利用促進

- ◆ 食と農林漁業の理解促進を図るため、広く地場産物の情報を発信するとともに、生産者をはじめ流通関係者、食品事業者など関係者と連携し地場産物の利用を促進します。

## 目的3

## 県民一人ひとりが、健全な食生活を実践する力を身につける

### 施策の方向性

#### (5) 個人が取り組む食育の推進

健康づくりや生活習慣病の発症・重症化予防を推進することにより、健康寿命の延伸を実現するとともに、子どもから高齢者まで全ての県民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することは優先的に取り組むべき課題の一つです。県民一人ひとりが食に対する正しい知識を持ち、食品の選び方等の判断力を備え、健全な食生活を実践できるよう、食育を推進します。

#### <具体的な取り組み内容>

##### ⑭ 若い世代に対する食育の推進

- ◆ 若い世代が食に関する理解や関心を深め、その重要性を理解し、望ましい食習慣を定着できるよう効果的な取り組みを強化します。
- ◆ 若い世代が食育に関心を持てるよう、インターネット動画配信など効果的な情報提供を行います。

##### ⑮ 健康寿命の延伸につながる食育の推進

- ◆ 科学的知見に基づいて食生活の改善に必要な情報を発信する等、県民一人ひとりが食を通じて生活習慣病等の予防に関する知識を習得し、健全な食生活を実践できるよう支援します。特に、健康寿命の延伸につながる減塩や野菜の摂取等の推進やメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防や改善のための取り組みを推進します。
- ◆ 健康寿命の延伸につながる健全な食生活を実践するためには、生涯にわたり歯と口腔の健康を保持・増進することが重要であることから、ライフステージに応じた食べ方の支援等、歯科保健分野からの食育を推進します。

##### ⑯ 高齢者に対する食育の推進

- ◆ 加齢に伴う食欲や口腔機能の低下により低栄養状態になることにより、身体機能や認知機能の低下を引き起こし、フレイル（心身が衰えた状態）を招く可能性があるため、これらの予防に配慮した取り組みを促進します。
- ◆ 高齢者の孤食に対応するため、他の世代との交流を含めた地域ぐるみの様々な取り組みを促進します。

## 施策の方向性

### (6) 食育を支える地域環境づくり

県民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解し、自発的に健全な食生活を実践するため、ボランティアを含めた関係者間の連携のもとに多種多様な食育を推進する環境を整備します。

また、国際的にも問題となっている食品ロスの削減を推進するため、行政、事業者、消費者等の様々な関係者がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体で食べ物を無駄にしないという意識の醸成とその定着を図ります。

#### <具体的な取り組み内容>

##### ⑰ ボランティア等の育成・活動の推進

- ◆ 食育の推進は、県民一人ひとりの食生活に直接関わる取り組みであり、これを県民に適切に浸透させていくためには、地方公共団体による取り組みだけでなく、県民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、その取り組みの活性化がなされるよう環境の整備を図ります。

##### ⑱ 各種団体等の連携・協力体制の推進

- ◆ 行政と各種団体やボランティア等が密接に連携・協力しつつ一体となって食育、地産地消を推進することができるよう、連携・協力体制の構築等を推進します。
- ◆ 地域における自発的な食育推進活動を促進するため、「いしかわ食育コーディネーター」と協力し、関係団体が連携して取り組む地域版食育推進計画と、子どもを対象とした計画に積極的に参画する「子ども食育応援団」の認定、「いしかわ食育手伝い隊」の登録を促進します。

##### ⑲ 食育の推進に関する情報提供

- ◆ 食の関係者はもとより、広く県民が食育に関する関心と理解を深めるとともに、食育に関する施策、基本計画の推進状況、地方公共団体における取り組み状況等必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行います。
- ◆ 毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」と定め、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施すると共に、様々な機会をとらえて広報啓発活動を実施します。
- ◆ 食品の安全性や食品表示について、県民が様々な知識を習得し理解を深めることができるよう、パンフレットやホームページ・SNS等を通じ、分かりやすい形で情報を提供します。
- ◆ 大規模災害等に備え、家庭においても食料や飲料水を備蓄しておくことが重要なことから、県民に対し、ローリングストック法による食料品備蓄を促すための情報を発信するなど、災害時に備えた食育を推進します。

## ⑳ 職場における食育の推進

- ◆ 地域保健と職域保健が連携し、社員食堂でのヘルシーメニューの提供や栄養成分表示による情報提供等を行うなど、健全な食生活を実践しやすい食環境づくりを推進します。

## ㉑ 食品ロス削減の推進

- ◆ 県、市町、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携し、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の工程全体において、食品ロス削減の推進に努めます。
- ◆ 県民自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践するための取り組みを推進します。

## ㉒ 多様な暮らしに対応した食育の推進

- ◆ 単独世帯やひとり親世帯の増加、子どもの貧困など、家庭の状況や生活が多様化する中でも県民が充実した食生活を実現できるよう、地域や関係団体が連携・協働を図りながら、子ども食堂や子ども宅食等、共食の場づくりなどの環境整備に努めます。

## ㉓ デジタル技術を活用した食育の推進

- ◆ 栄養学等を専攻する学生による高校生向けのオンライン食育授業や動画配信、若者の関心事を切り口とした食の情報発信など、デジタル技術を活用した取り組みを通じ、若者の食への関心を高め、食行動の改善を図ります。
- ◆ 食育に関する情報を効果的に提供するため、一元化して発信するとともに、料理レシピサイトへのヘルシーメニュー掲載や食の安心・安全情報など役立つ情報を定期的に発信します。

《トピック》 地域で食育に取り組もう！～石川県は地域で自発的に取り組む食育を推進しています～  
県では、地域における食育推進活動を促進するため、下記のような取り組みを推進しています。

#### 【地域版食育推進計画の認定と表彰】

地域のいろいろな団体等(町内会、公民館、PTA 等) が、食育を行うため、具体的な内容や目標を定めたものです。

取り組み内容には、「地域の野菜等の栽培、収穫、加工品づくりや料理づくりを体験する」、「栄養バランスを考えた食事を実践する」、「食品ロスを減らす取り組みをする」などがあります。

県に申請し認定されると、活動を県ホームページで紹介され、最初の2年間は支援金が助成されます。平成19年度から令和3年度までに、129団体が認定されました。

#### 【いしかわ食育コーディネーター】

「地域版食育推進計画」の策定や活動について支援する、食育の多様な分野の知識を持ち、草の根的に活動を行うボランティアです。

#### 【子ども食育応援団】

子どもに対する「地域版食育推進計画」の取り組みに協力する方々を、子ども食育応援団として認定を行い、活動の促進を図っています。

#### 【いしかわ食育手伝い隊】

地域での食育活動をお手伝いする事業者等<sup>※</sup>及び個人のボランティアです。

協力内容は、「田畑の提供や栽培、収穫体験」、「調理体験のお手伝い」や「食育講座の講師」など様々です。

※事業者等とは、生産や加工、流通及び調理など幅広い分野の事業者及び関係団体等をいいます

詳しくは、石川県のホームページ「いしかわの食育」で情報を公開しています。

いしかわの食育 

### 3 計画の数値目標

食育を県民運動として推進するためには、多くの関係者の理解のもと、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効です。また、その成果や達成度を客観的に把握できるようにすることが必要です。

このため、本計画において、主要な項目について目標値を設定することとし、その達成が図られるよう計画に基づく取り組みを推進するものとします。

#### I 計画全体の目標

具体的な目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	数値把握方法
食育に関心を持っている県民を増やす			
①食育に関心を持っている県民の割合	79.2%	90%以上	食育に関する県民意識調査

#### II 施策の方向性別の目標

##### 1 家庭における食育の推進

具体的な目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	数値把握方法
栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす			
②主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合	51.6%	65%以上	食育に関する県民意識調査
③主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	37.9%	55%以上	
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
④朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	60.1%(H27)	70%以上	食育に関する県民意識調査
朝食を欠食する県民を減らす			
⑤朝食を欠食する子どもの割合	4.6%(R1)	0%	全国学力・学習状況調査
⑥朝食を欠食する若い世代の割合	12.4%	8%以下	食育に関する県民意識調査

※若い世代：20～30代

##### 2 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

具体的な目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	数値把握方法
体験型食育に積極的に取り組む保育所等を増やす			
⑦食育計画を評価している保育所等の割合	75.8%	増加	保育所・認定こども園における食育に関する調査
⑧体験型食育を実施している保育所等の割合	93.2%(R1)	増加	
学校給食における地場産物を活用した取り組み等を増やす			
⑨栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取り組み回数	月9.1回 (参考値：R1国)	月12回以上	栄養教諭活動状況調査

##### 3 石川の伝統的な食文化の継承

具体的な目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	数値把握方法
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている県民を増やす			
⑩地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている県民の割合	73.0%	80%以上	食育に関する県民意識調査
⑪地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理を食べている若い世代の割合	63.7%	70%以上	

#### 4 消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

具体的な目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	数値把握方法
<b>農林漁業体験を経験した県民を増やす</b>			
⑫いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業への延べ参加児童数	60,939人	90,000人以上	事業参加人数
⑬いしかわ耕稼塾いしかわの農業学ぼうコース延べ参加者数	1,969人	2,800人以上	
<b>産地や生産者を意識して県産の農林水産物・食品を選ぶ県民を増やす</b>			
⑭産地や生産者を意識して県産の農林水産物・食品を選ぶ県民の割合	-	80%以上	食育に関する県民意識調査

注) ⑫、⑬現状値：平成23～令和2年度の延べ人数

#### 5 個人が取り組む食育の推進

具体的な目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	数値把握方法
<b>生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する県民を増やす</b>			
⑮生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけている県民の割合	77.7%	85%以上	食育に関する県民意識調査
⑯1日当たりの食塩摂取量の平均値	11.1g(H28)	8g未満	県民栄養調査
⑰1日当たりの野菜摂取量の平均値	316.4g(H28)	350g以上	
<b>ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす</b>			
⑱ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合	52.5%(R1)	増加	県民健康調査

#### 6 食育を支える地域環境づくり

具体的な目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	数値把握方法
<b>食育の推進に関わるボランティアの数を増やす</b>			
⑲食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している県民の数	7,272人	増加	食育推進計画等に関する調査
<b>食品の安全性について基礎的な知識を持っている県民を増やす</b>			
⑳食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合	72.3%	80%以上	食育に関する県民意識調査
㉑食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている若い世代の割合	61.8%	65%以上	
<b>食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす</b>			
㉒食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合	86.2%	増加	食育に関する県民意識調査

注1) 食品の安全性に関する知識：

賞味期限や消費期限、原産地、アレルギー物質などの表示の理解や、食中毒を予防する3原則（菌を付けない、増やさない、やっつける）、健康食品の正しい知識や選び方等

注2) 食品ロス削減のための行動例：

残さず食べる、賞味期限を過ぎてみすぐ捨てるのではなく自分で食べられるか判断する、冷凍保存を活用する等



## 第5章 計画の推進体制

### **1 推進体制**

- 「いしかわ食育推進委員会設置要綱」に基づき、学識経験者、食関連団体などから構成する「いしかわ食育推進委員会」において、計画の進捗状況の把握や評価及び見直しを行います。
- 「いしかわ食育推進庁内連絡会議」により、庁内の関係部局の連携を図りながら、食育に関する施策を積極的に推進します。
- 県民にとってより身近な市町における取り組みを一層推進します。

### **2 各主体の役割**

#### (1) 県

- 本計画に基づき、県内の食をめぐる課題に適切に対応して、庁内の関係部局が連携を図って各種の施策を展開することにより、食育を強力に推進します。
- 食に関する調査を行い、県内の食に関する状況を適切に把握し、その成果については速やかに公表し、県内の食育事業に活用します。
- 各種媒体やイベントなどの機会を活用し、県民に対し食育の理解・実践の向上について啓発を行います。
- 県内の事業者や団体による自主的な食育活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、専門家の派遣、情報の提供など適切に支援を行います。

#### (2) 市町

- 市町食育推進計画に基づき、関係団体等との協力・連携を図り、管内における食育推進事業を主体的に推進するものとします。
- 市町において定期的な会議の場を設ける等、農林水産担当部局、教育委員会等の関係課が連携・協力を図る体制を整備し、総合的かつ計画的な食育の推進に努めるものとします。

#### (3) 家庭

- 県民は、本計画に基づいて実施される各種の食育活動に積極的に参加することにより、食育の意義や必要性の理解を深め、家庭においてその実践に努めるものとします。



#### (4) 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等

- 地域の食関連の事業者・団体と連携し、子どもに対する食育を積極的に実施するとともに、家庭との連携が図れるよう、その保護者に対しても適切に働きかけを行うものとしします。

#### (5) 関係団体、農林漁業者、食品関連事業者、食関係のボランティア等

- 県民に対し、食の大切さを再認識できるよう、食に関する情報や体験の機会を積極的に提供し、家庭で適切に食育が行われるよう、その支援に努めるものとしします。
- 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等が行う食育の内容を充実させるため、食に関する情報や体験の機会を積極的に提供し、その支援に努めるものとしします。
- 食生活は、地域で育まれてきた食文化を反映し、また、個人の自由な判断と選択に委ねられるものであることから、身近な地域で自発的に取り組みが行われることが大切であり、関係者が地域の実情に即して計画的に食育の実践に努めるものとしします。